

宮崎県立看護大学学生会館食堂等運営業務委託仕様書

公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「甲」という。）において、食堂及び売店の業務運営を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、業務委託仕様書を以下のとおり定める。

1 委託業務名 宮崎県立看護大学学生会館食堂等運営業務委託

2 基本事項

- (1) 施設名 宮崎県立看護大学学生会館
- (2) 施設の所在 宮崎市まなび野3丁目5番地1
- (3) 学生会館概要
- ・食堂 346.60㎡ 204席
 - ・売店 37.52㎡
 - ・ホール 99.62㎡
 - ・厨房 130.22㎡
- ※ 学生会館の図面は別添のとおり。
- (4) 教職員・学生数 令和5年5月1日現在 教職員数： 75名
学生数：422名（院生は除く）

3 仕様

- (1) 基本的な考え方
乙が有するノウハウやアイデアを活用することにより、栄養バランスのとれた魅力ある食事の提供を通して、学生生活の向上を図る。
- (2) 食事の提供について
- ア 栄養バランスのとれたメニューに配慮すること。
- イ 季節・気候の状況に応じてメニューに変化をつけること。
- ウ 日替わり定食（ご飯、汁物、主菜、副菜を基本とする。）を準備し、価格は消費税込みの500円以内とする。また、カレーや麺類、おにぎり、おかずのみなどの単品メニューも準備すること。
- エ 利用者のニーズを把握し、継続的なサービスの向上に取り組むこと。
- オ ピーク時の待ち時間を短縮するため、券売機を設置するなど、利用者の利便性に配慮すること。
- カ 食堂内において、営業時間中にセルフサービスで水・お湯・お茶が飲める状態を提供すること。
- キ 学生が利用しやすい価格設定とすること。食事メニューの価格改定を行う場合は、事前に甲・乙間で協議のうえ、甲の承諾を得ること。
- (3) 商品の販売について
- ア 文房具、インスタント食品、菓子類等、学生のニーズを踏まえた品揃えとするなど、甲と連携し、長期的かつ安定的な運営を実現するための工夫及び改善を行うこと。
- イ 売上金管理・価格設定は乙が行うが、学生の利用を考慮し、安価の設定とすること。
- (4) 人員の配置
- ア 乙は、本業務に必要なかつ十分な従業員を配置し、当該従業員の中から食品衛生

責任者（食品衛生法に規定する有資格者）及び現場責任者（甲との連絡調整業務を担う責任者）をそれぞれ1名配置すること。食品衛生責任者及び現場責任者は、これを兼ねることができる。

イ 乙は、食品衛生責任者及び現場責任者を配置したときは、「10 契約に当たっての提出物」の(1)に定めるとおり甲に届け出るとともに、食品衛生責任者については所管する保健所に対し速やかに届出を行うこと。また、変更があった場合も同様とする。

4 営業内容

(1) 営業日

食堂及び売店の営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始及び甲が定めた休日を除く毎日（甲が別途提供する学年歴を参照のこと。）。ただし、入学試験前や長期休業前の授業が少ない期間など、売り上げを見込めない日は休業する可能性がある。

※ 上記「甲が定めた休日」とは概ね次のとおり。

- ア 夏期休業 8月15日～9月20日
- イ 冬期休業 12月25日～1月 7日
- ウ 春期休業 3月15日～4月 6日

(2) 営業時間

- ア 食堂 午前11時30分～午後1時30分
- イ 売店 午前10時～午後2時

ただし、必要に応じて甲乙協議のうえ、営業時間の変更を可能とする。

(3) 売店の販売物

文房具や菓子類など

(4) 参考

ア 年間平均営業日数：約145日

※ 仕込みや厨房清掃のための勤務日は含まない。

イ 年間平均提供食数：約13,100食

※ うち約7割が日替わり定食を喫食している。

ウ 当大学後援会が学部生に対し日替わり定食1食あたり150円の補助をおこなっているため、学部生の日替わり定食喫食数に応じた請求額が記載された請求書を、毎月、本学後援会に提出すること。

5 施設等の維持・管理及び経費負担

(1) 提供する施設等

甲は、乙が業務を実施するために必要な次の施設等を提供するものとし、乙は、提供された施設等を善良な管理において使用するものとする。（イ～エについては、別記「物品貸付内訳書」参照）

- ア 従業員更衣室
- イ 厨房機器や調理器具
- ウ 机・椅子
- エ 食器類（ただし、使い捨て消耗品は除く。）

(2) 施設等の維持費

施設等の維持に係る修繕及び保守点検に要する経費は、甲の負担とする。ただ

し、乙の責めに帰すべき事由による修繕経費は乙の負担とする。

(3) 使用料等

ア 運営を行うための学生会館の施設使用料は免除する。

イ 運営に要する水道光熱費（水道、電気、ガス代）は免除する。

6 収入等

本業務における収入は、すべて乙に帰属する。なお、本業務に係る乙の運営において赤字が発生しても、甲は赤字補填を行わない。

7 実績報告

委託契約書第12条に規定する実績報告書には、メニュー及び商品ごとの売上実績が分かる食堂及び売店の売上月計表を添付すること。

8 危機管理

(1) 法令の遵守

乙は、施設等の使用、従業員の管理及び材料の仕入れ、保管、調理、残飯処理など食堂の運営全般について、食品衛生法その他関係法令を遵守し、十分な安全確保及びHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うこと。

(2) 衛生管理及び防火・防犯

ア 乙は、厨房を清潔に保つため、毎日清掃を行うこと。

イ 退出前には厨房内の防火・防犯上の点検を行い、必ず施錠をして退出すること。

(3) 報告

乙は、本業務において食中毒その他健康上の被害を与えたときや火災等の災害または犯罪が発生したときは、甲にその状況等について遅滞なく報告するとともに、安全確保のための措置を速やかに講ずること。

9 損害賠償

乙は、本業務において、甲又は第三者に損害を与えたときは、当該被害者に対してその損害を賠償するとともに、その後の本業務の運営に関して必要な措置を講ずること。

10 契約に当たっての提出物

乙は、委託業務の実施に当たり、下記の書類を12月1日までに甲へ提出すること。

(1) 食品衛生責任者等報告書（別記様式1）

(2) 営業許可証 ……食堂内に掲示すること

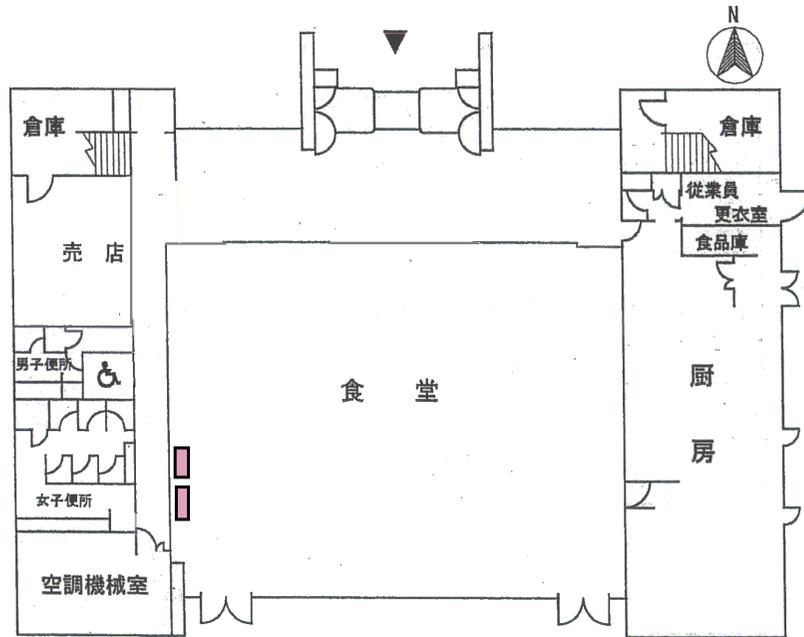
(3) 緊急連絡体制表

乙は、緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成し提出すること。

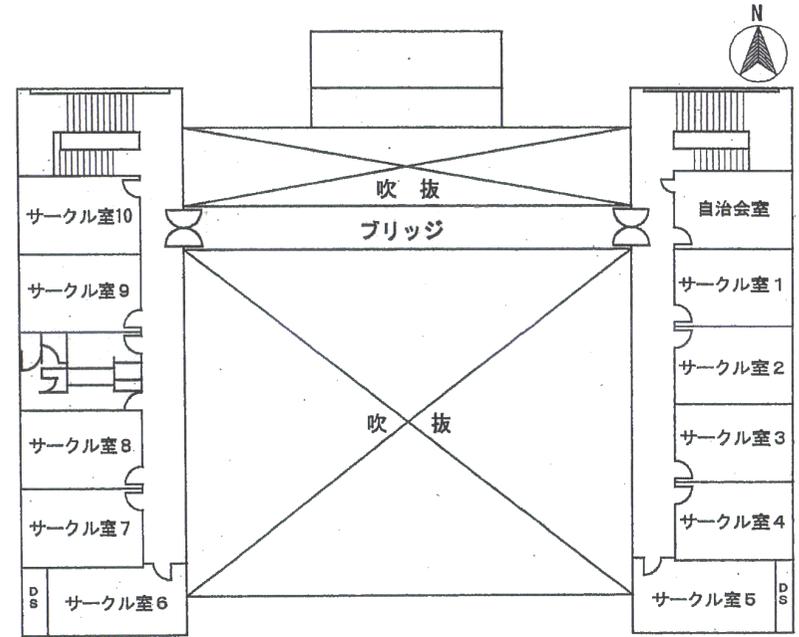
11 その他

この仕様書により難い特別な事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(別添) 学生会館図面



学生会館 1 階



学生会館 2 階

(別記)

物品貸付内訳書

1 備品

品名	数量	規格
食器ディスペンサー	2	谷口工業TOL-TIW
トートボックス	2	エレクトタ660×530×1760
食堂用テーブル	20	イトーキTWF-1697
食堂用テーブル	28	イトーキTWF-1697ER-1
食堂用テーブル	3	クレスT-125N-UE
食堂用テーブル(丸)	10	イトーキTWR-07C7E-44
食堂用テーブル(丸)	3	クレスTB-2167-GV640-15N
食堂用椅子	80	イトーキKWT-930BW
食堂用椅子	112	イトーキKWT-930BW-44
食堂用椅子	40	イトーキKWT-910BS-44
食堂用椅子	12	オーツ アンブレラNH T-7684
食堂用椅子	15	クレス オルキスB-NA B-95
陳列台	1	中西製作所SF-617
ゴミ箱	1	テラモトDS-243-020-0
プラントボックス	6	イトーキLCB-414-21
給茶機	1	AT-100HWCB 床置型A
給茶機	1	ATE-100HWA1-C
オーブンレンジ	1	パナソニックNEM265
製氷機	1	IM-25L-1
冷凍冷蔵庫	1	ホシザキHRF-150ZF3
冷蔵庫	1	ホシザキHR-75CZ-2D2D
ガスフライヤー	1	タニコーNB-TGFL-C55
包丁まな板殺菌庫	1	イシダ厨機DS-TZ型
ガステーブル	1	タニコーTSGT-1532A
スチームコンベクション	1	マルゼンSSC-06D
湿温蔵庫	1	マルゼンMEHX-077GWPC

2 上記以外の設備一式

3 食器等の消耗品一式

別記様式 1

年 月 日

公立大学法人宮崎県立看護大学 理事長 殿

受託者 印

食品衛生責任者等報告書

学生食堂等運営業務に従事する食品衛生責任者及び現場責任者並びに従業員を下記のとおり報告します。

業務名 宮崎県立看護大学学生会館食堂等運営業務

氏名	食品衛生責任者	現場責任者

(注記)

- 1 本業務に従事する者を全て記載すること。
- 2 食品衛生責任者及び現場責任者に配置した者については、それぞれの欄に○を付すこと。
- 3 食品衛生責任者であることを証する書類の写しを添付すること。
- 4 本業務の従事者に変更があった場合も、本報告書により提出すること。